

公益財団法人バンダイコレクション財団  
役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、本財団の理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員に対する報酬等及び費用について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報酬等 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。
- (2) 費用 職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、日当（職務遂行に係る諸雑費を賄う類いのものをいう。）、宿泊料、手数料等実費弁償に係る経費をいう。

(役員及び評議員の報酬等)

第3条 本財団は、定款第26条に基づき、理事に対して報酬等を支給することができるものとし、監事及び評議員に対して報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の金額)

第4条 理事の報酬等は、各年度、総額として120万円（当該金額は、源泉徴収所得税額を控除した後の金額とする。）を超えないものとする。

2 理事に対する報酬等の額は、月額5万円（当該金額は、源泉徴収所得税額を控除した後の金額とする。）の範囲内で、理事会において決定する。

(報酬等の支給方法)

第5条 理事の報酬等は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

2 報酬等は通貨をもって役員本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことを原則とする。

(費用の支給)

第6条 本財団は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、その実費を支給するものとする。

(公表)

第7条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、本財団に対する公益認定の日から施行する。